

4 町内会等の活動について

(1) どんな活動をしたらいいのですか？

活動のための「事業計画」を作りましょう。

一般的に、町内会等では、生活安全活動や伝統文化・交流活動、環境美化活動などに取り組んでいるところが多いです。町内会等は、人手もお金も限られていますので、優先順位をつけながら無理のない範囲で活動を行うことが大切です。

また、地域の実情に合わなくなった取り組みは、みんなで話し合ってみ直すことも必要です。

たとえば、次のような年間計画で活動をするところもありますが、あくまでも一例であり、地域の実情に応じて計画することが大切です。

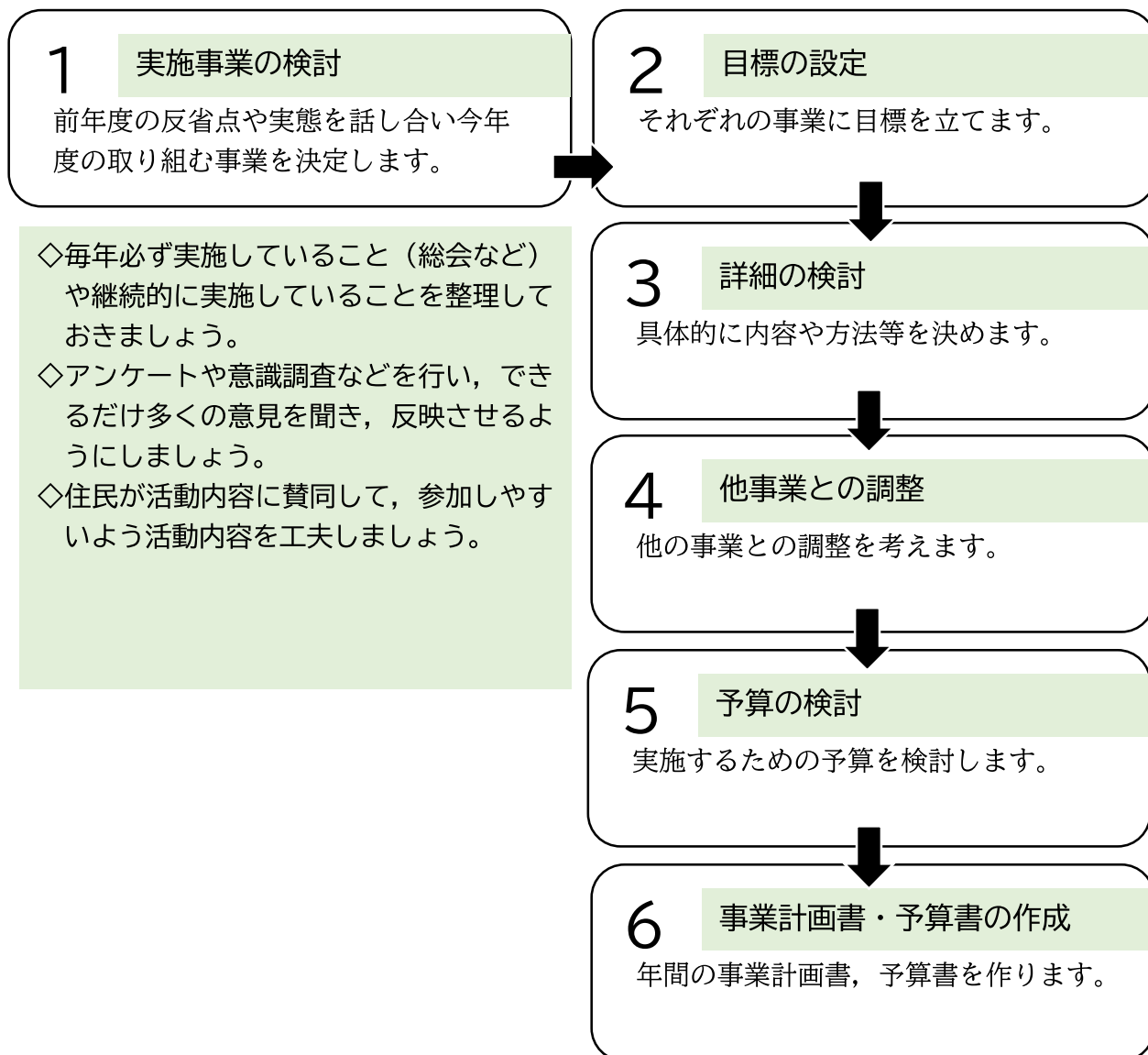
●年間活動計画

実施月	内容
4月	総会
5月	町内一斉清掃
8月	夏祭り
9月	敬老会，防災訓練
10月	秋祭り
12月	町内一斉清掃，子供会クリスマス会
1月	とんど焼き
随時	役員会，会費徴収 ごみ集積所清掃 防犯灯の維持管理 広報紙の発行



(2) 新しい活動はどうやって始めたらいいのでしょうか？

事業の見直しを行う際は以下の流れを参考に話し合いを進めてみてください。



具体的な活動に落とし込むためには、理想像となる目標を立てるのがよいでしょう。例えば、「花をいっぱいにして環境を整備しよう」や、「個別の防災計画を作成して災害時一人も取り残さないようにしよう」など、皆さんが目指す町内のイメージを共有して話し合いを行うのが効果的です。

(3) 活動中にけがなどをした場合の補償はありますか？

総社市では、「総社市市民活動保険」に加入しています。

平成 28 年度から、地域で行う環境浄化活動などを安心して行っていただくため、総社市市民活動保険に加入しました。その内容は次の通りです。

【保険内容】

総社市内の市民活動団体等が公益性のある地域活動やボランティア活動を行っている際に、万一不慮の事故や災害にあった場合に保険金が給付される制度です。

【保険料】

無料（総社市が負担し、保険会社と契約します。）

【保険対象となるもの】

総社市内の市民活動団体等が行う地域活動やボランティア活動。ただし、活動には団体の会長等第三者の証明が必要です。

【保険の対象となる活動要件】

以下の要件をすべて満たす活動でないと、保険の対象になりません。

- ① 主に総社市民で構成されており、活動の拠点が総社市内にあること。
- ② 広く公共の利益を目的とした自主的、自発的に行う継続的かつ計画的な活動であること。
- ③ 無報酬で行っている活動であること。
- ④ 日本国内における活動であること。
- ⑤ 自助的・趣味的な活動や懇親を目的とした活動でないこと。
- ⑥ 政治・宗教または営利を目的とした活動でないこと。
- ⑦ 職場などで行事として行う活動でないこと。
- ⑧ 宿泊を伴わない活動であること。
- ⑨ 危険度の高い活動でないこと。

【保険期間】

毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで（毎年度更新）

【補償内容】

① 賠償責任保険

活動中に市民活動団体等の指導者や活動者が過失により、他人や第三者の身体または財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合。

区 分	賠償の内容	支払限度額
身体賠償	他人の身体に損害を与えたとき。	1名につき1億円まで 1事故につき5億円まで (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 5億円限度)
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき。	1事故につき1千万円まで (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 1千万円限度)
保管物賠償	他人からの管理物に損害を与えたとき。	1事故につき300万円まで (保険期間中限度額 300万円)

★ 免責金額（自己負担額）1万円を超える部分について支払われます。

★ 保管物賠償は、現金・証券・宝石・美術品等は対象になりません。

② 傷害保険

活動中に市民活動団体等の指導者や活動者が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または負傷した場合。

区 分	保険金の内容	支払金額
死亡保険金	傷害事故が直接の原因で、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1名 500万円
後遺障害保険金	傷害事故が直接の原因で、事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき。	後遺障害の程度により 15万円～500万円
入院保険金	傷害事故が直接の原因で、入院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内を限度とします。)	入院1日につき 3,000円
通院保険金	傷害事故が直接の原因で、通院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内の通院で90日以内を限度とします。)	通院1日につき 2,000円

★ 日射や熱射による熱中症等も対象になります。

(4) 総社市の広報紙はどうやったらもらえるの？

総務課までご相談ください。(☎92-8218)

配布する人や配布世帯数などの報告をお願いします。

(5) チラシや案内などを回覧するための回覧板はもらえるの？

人権・まちづくり課では、配布していません。

各町内会等での購入をご検討ください。

(6) 町内に防犯灯を設置したいけど、補助はありますか？

お住いの地区の「地域づくり協議会」にご相談ください。

総社市では、小学校区等の単位を基本として形成された地域づくり協議会が設置されています。各地区の地域づくり協議会に対して、地域づくり自由枠交付金を交付し、地域課題の解決に向けた地域住民の参加と協同によって、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成、発展させていく活動の財源としています。

防犯灯の設置等については、補助等を行っている地域づくり協議会もありますので、各地区の地域づくり協議会までご相談ください。

(7) ごみ集積所を設置するにはどうしたらよいですか？

環境課までご相談ください。(☎92-8338)

ごみ集積所を新規で設置する際には、必ず事前に環境課までご相談ください。市の収集運搬委託業者による収集条件や必要書類の案内等をします。

(8) 町内の公会堂や集会所を改修（新築）したいのですが、補助制度はありますか？

人権・まちづくり課までご相談ください。(☎92-8242)

町内会等の自治組織が集会所を新築・改修される場合などに、建設費等の一部を市が補助する制度です。補助事業としての認定を受ける必要があり、予算の範囲内での補助となりますので、新築や改修をご検討の際には早めにご相談ください。

(9) 町内会等の行事で使用できる物品等の貸し出しがありますか？

人権・まちづくり課に借用願を提出してください。(窓口で記入)

総社市地域づくりコミュニティ協議会（事務局：人権・まちづくり課）では、備品等の貸し出しを行っています。所有している備品は次のとおりです。

総社市コミュニティ地域づくり協議会所有備品一覧表

R4.12.1 現在

備品名	管理数	備考
投光器	50灯(25組) (1灯500W)	消費電力に注意
防雨・防塵LEDライト(投光器)	10基	12000ルーメン, ST-12000
法被	200着	洗濯後返却
抽選ガラポン	1式	最大 2500 玉格納 500 玉付(100 玉×5 色)
かき氷機	3機	
綿菓子機	3機	網目を湯洗浄し返却
ポップコーン機	4機	洗浄後返却
鉄板焼き機	1機	洗浄及び油引き後返却
発電機	3機	キャブのドレンからガソリンを抜き返却
ポン菓子機	1機	
射的セット コルク銃 2本 コルク弾	1式	
マイクセット ワイヤレスアンプ 1台 ワイヤレスマイク 3本	1式	
屋外イベント用音響設備 イベントアンプ 1台 ホイップアンテナ 2本 ワイヤレスマイク 2本 30Wトランペットスピーカー 2台 スピーカー用スタンド 2台 スピーカーケーブル20m 2本	1式	
アルミステージ	1式	
非接触式電子体温計	5台	